

地震関連の法律の概要

災害に対して応急的な救助や保護を目的とした法律として①災害救助法、災害全般を対象とした基本的法律として②災害対策基本法があります。地震を対象とした法律には③大規模地震対策特別措置法、④地震防災対策特別措置法があります。また、④建築基準法には耐震基準が盛り込まれています。その他、耐震改修、建て替えや市街地整備を対象とした法律には⑤建築物の耐震改修の促進に関する法律、⑥密集市街地整備法があります。

① 災害救助法

災害救助法の目的はこの法律の第一条に次のように定めています。

「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。」

② 災害対策基本法 1961年（昭和36年）

災害対策基本法の目的はこの法律の第一条に次のように定めています。

「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」

災害対策基本法は伊勢湾台風※を契機に制定された災害対策全般にわたる基本とな法律です。この法律により、内閣総理大臣を会長とする中央防災会議が総理府に設置されています。

中央防災会議は、最上位の計画である防災基本計画作成して実施推進すること、非常災害に際しては緊急処置に関する計画を作成して実施推進すること、および内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することなどを役目としています。

中央防災会議には、「東海地震に関する専門調査会」、「東南海・南海地震等に関する専門調査会」などの専門調査会が設置されています。

災害対策基本法を受けて、財政援助や財政措置を規程する激甚災害法（昭和37年）が制定されています。

※伊勢湾台風

昭和34年9月26日、紀伊半島潮岬に上陸した台風15号は名古屋市西方を通過し、伊勢湾沿岸一帯に大きな被害を出したことから「伊勢湾台風」と名付けられました。暴風と

高潮による被害は全国に及び、名古屋地方を中心として死者・行方不明者を合わせて約5,000人も犠牲者を出しました。

③ 大規模地震対策特別措置法 1978年（昭和53年）

大規模地震対策特別措置法の目的はこの法律の第一条に次のように定めています。

「この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」

この法律は東海地震を対象とし、常時観測体制を強化することによって地震発生の前兆現象を捉えること（直前予知）ができることを前提にしています。

「判定会」において東海地震が起きそうだと判定された場合は、気象庁長官が内閣総理大臣に地震予知情報を報告し、内閣総理大臣はただちに閣議を開いて警戒宣言を発令する手順になっています。

警戒宣言が発令されると、東海地方を通る東海道新幹線、JRや私鉄の電車、東名・中央高速道は運休または閉鎖され、東海地方と周辺地域の銀行・郵便局・スーパー・デパート・病院外来は閉鎖されます。また、学校・オフィスは休校・退社するような処置がとられ、厳しい規制が行われることになっています。

なお、「判定会」とは、東海地震の直前予知を行う「地震防災対策強化地域判定会」（略称：判定会）であり、気象庁長官の諮問機関として設置されています。

④ 地震防災対策特別措置法 1995年（平成7年）

地震防災対策特別措置法の目的はこの法律の第一条に次のように定めています。

「この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」

この法律に基づいて、文部科学大臣を本部長とする地震調査研究推進本部が総理府に設置されています。地震調査研究推進本部の中には、国として地震に関する調査結果等の総合評価を行う機関として「地震調査委員会」があり、活断層や海溝型地震の発生可能性の長期評価などを実施しています。

⑤ 建築基準法 1950年（昭和25年）

建築基準法の目的はこの法律の第一条に次のように定めています。

「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」

この法律は 1968 年の十勝沖地震や 1978 年の宮城県沖地震を教訓として 1981（昭和 56 年）に大改正され、1995 年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）後にも改正されて現在に至っています。

⑥ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（略称：耐震改修促進法）

建築物の耐震改修の促進に関する法律の目的はこの法律の第一条に次のように定められています。

「この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。」

この法律は、一定規模以上の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所その他多数の者が利用する建築物を対象としており、一般の住宅は対象にはなっていません。